

全タク連発第46号  
令和7年6月27日

協 会 長 各 位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会 長 川 鍋 一 朗

第27回参議院議員通常選挙の候補者の使用する  
特殊乗車券の取扱いについて

公職選挙法及び同法の関係告示に基づく標記の制度については、候補者に交付される特殊乗車券のうち一般乗合旅客自動車に係るものは、都道府県内の全路線が無料で利用できることとされているところですが、地方バス協会に加盟しない一般乗合旅客自動車運送事業を行うタクシー事業者が増加している実態に鑑み、今般、国土交通省物流・自動車局長から別添の周知依頼がありましたので、了知いただくとともに関係する傘下会員に対して制度の周知方をお願いいたします。

また、公益社団法人日本バス協会傘下の地方バス協会を通じて、本制度に係る特殊乗車券の発行及び精算業務が行われますので、運用にあたっては地方バス協会と調整を行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

国自旅第54号

令和7年6月26日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長



第27回参議院議員通常選挙の候補者の使用する特殊乗車券  
の取扱いについて（依頼）

第27回参議院議員通常選挙の執行に伴い、標記について、総務省自治行政局選挙部長より別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴会傘下会員への周知方よろしくお取り計らい願います。

公職選挙法において、選挙の候補者は無料で、すべての一般乗合旅客自動車運送事業者のすべての路線で使用可能な特殊乗車券の交付を受けることができると定められております。

つきましては、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、一般乗合旅客自動車を運行している貴会傘下会員に対して、本制度の運用詳細について事前に各地方バス協会と調整を行う等本制度の周知が図られるようよろしくお取り計らい願います。

総行管第 353 号  
令和 7 年 6 月 24 日

国土交通省自動車局長 殿

総務省自治行政局選挙部長  
( 公 印 省 略 )

第 27 回参議院議員通常選挙の候補者の使用する  
特殊乗車券の取扱いについて (依頼)

第 27 回参議院議員通常選挙が下記の日程により執行されますので、候補者が使用する特殊乗車券の取扱い (公職選挙法第 176 条、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法を定める告示 (平成 6 年運輸省告示第 819 号) ) について、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 選挙期日の公示日及び立候補届出日  
7 月 3 日 (木)
- 2 補充立候補届出の締切日 (選挙区選出議員)  
7 月 17 日 (木)
- 3 選挙の期日  
7 月 20 日 (日)

公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）（抄）

（交通機関の利用）

第七十六条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。以下この条において同じ。）、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内において鉄道事業、軌道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業に係る交通機関（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社の旅客鉄道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業並びに国内定期航空運送事業に係る交通機関）を利用するため、公職の候補者は、国土交通大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚（参議院合同選挙区選挙にあつては、三十枚）の特殊乗車券（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、通じて六枚の特殊乗車券（運賃及び国土交通大臣の定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券をいう。）又は特殊航空券）の交付を受けることができる。

（衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一～十一 （略）

十二 第七十六条の規定による交通機関の使用に要する費用